

(2) 英国

①制度概要と近年の動向

■制度化の経緯

英国における RIA の端緒は、1985 年の「規制緩和イニシアチブ」に基づき『遵守費用分析 (Compliance Cost Assessment)』が導入されたこと（その後、1992 年に遵守費用分析が義務化されたこと）にまで遡る。前述の通り、1971 年に現制度の端緒となる評価制度が導入された米国とともに、古くから RIA に取り組んできた先進的な国の 1 つであると言える。

1997 年のブレア政権成立後、政策方針である「政府の近代化」が示され、客観的な証拠に基づく政策の実施が中央府省で求められるようになった。この文脈下で、翌 1998 年 8 月のブレア首相声明に基づき規制影響分析 (Regulatory Impact Assessment) に引き継がれて、現行の RIA 制度の原型が確立された。

英国における RIA¹⁴の実施根拠は、我が国のように法律（評価法）を根拠としているのではなく、直接的には 1998 年の首相声明に基づいており、具体的な評価項目・内容については内閣府（後述するように、現在はビジネス・企業・規制改革省）規制改善局が作成している累次の RIA ガイドラインで規定している。

2007 年 5 月、政府の「より良い規制アジェンダ」に基づき、規制改革への期待と圧力が高まる中、数年の運用と経験の蓄積を経てきた RIA に対して様々な問題点が指摘されるようになったことを受けて、「政策過程の初期段階からの実施」「分析の質の向上」「分析結果のわかりやすさの確保」を目的として制度改正が行われた。同時に、当該制度の名称を『影響分析 (Impact Assessment)』に改称し、規制のみならず幅広い政策分野に、当該評価制度を拡張する方向性が示されている。

■RIA の対象となる規制

英国では、“公共・民間セクター、慈善団体、ボランティア組織、中小企業に影響を及ぼしうるすべての法律・下位法令案 (legislation both primary and secondary)” について RIA の実施が義務づけられている。なお英国では、立法手続上の要請に基づき、議会開催の 1 年前には、提出予定である法案を事前に登録することが義務づけられており、その登録段階において、何らかの規制的措置を含む法案については RIA の実施・提出が求められることとなる。この仕組みを用いつつ、政府全体規模で作成される事前の法案リスト（立法計画）から RIA の義務づけ対象となる規制がスクリーニングされている。

¹⁴ 現在の英国における規制影響分析の正式名称は「影響分析 (Impact Assessment)」であるが、ここでは一般総称として「RIA」を用いている。

各府省庁は年間 2,000 件超の規制を制定しているとされるが、うち、事業者等に対する影響が僅少であるもの、料金改定等を除いた RIA 作成の対象となるものは年間約 150～200 件程度である。

図表 一般的な法案作成スケジュールと RIA の実施要請

【立法計画（Legislative Programme）への事前登録】

■議会開催から 16～13 か月前 <7～10 月>

- ・内閣立法計画（LP）委員会委員長が、各大臣に対して、次（々）回議会会期での討議を予定している法案の登録（bid）を要請
- ・LP 委員会事務局長が、法案の登録状況に関して議会事務局長と討議

■議会開催から 12～9 か月前 <11～2 月>

- ・LP 委員会事務局長が、各法案の政治的優先性や準備状況等を勘案しつつ、次回議会会期での立法計画案を作成
- ・LP 委員会が、立法計画案を討議、結果を基に内閣に対して助言
- ・立法計画は、通常、①最重要視される法案の一覧表、②これらの法案について公表を予定している素案、及び、③議会会期に余裕があれば付議される予定の（すべての）法案の一覧表によって構成
- ・内閣は、LP 委員会による助言内容を検討、次回議会会期において討議される立法計画の内容について、暫定的な合意に達する

■議会開催から 8～4 か月前 <3～7 月>

- ・LP 委員会が、立法計画に記載されている各法案の進捗状況を確認するとともに、緊急を要する法案についての登録を検討。立法計画の修正が必要かどうかを検討（1 回以上は検討）

■議会開催から 1 か月前 <10 月>

- ・内閣は、次回議会開催時における女王による立法計画についての宣言内容を合意

【RIA の実施要請】

■関係大臣・政策委員会の合意

- ・通常、この時点で法案に関連する関係大臣の合意を取り付け、各担当政策委員会に対して法案概要を送付。
- ・その際、各政府機関にどのような影響が生じるかの書簡を送付し、**RIA を添付**すべき。

■議会付議前の法案公表

- ・LP 委員会は、議会付議前に法案の公表を奨励（desirable）
- ・LP 委員会は、各省庁が議会付議前に法案の公表を行う場合には、事前に承認を与える。
- ・公表の際には、法律案、同解説文書、**RIA 等**を作成し、これらを一式でコンサルテーションに付けること。

資料）内閣府（2004）Guide to Legislative Procedures より作成。

■制度見直し ～RIA から IA へ

政府の「より良い規制アジェンダ」に基づき、規制改革への期待と圧力が高まる中、数年の運用と経験の蓄積を経てきた RIA に対して様々な問題点が指摘されるようになった。これらの指摘は、概ね以下の 3 点に集約される。

【問題点 1】 政策形成過程での活用がなされていない～意思決定後のペーパーワーク

【問題点 2】 分析内容が不十分である～代替案の比較考量、費用・便益の分析が不十分

【問題点 3】 分析結果がわかりにくい～分析の焦点が曖昧、冗長な評価書

■会計検査院（NAO）

- ・ RIA は正しい形で運用されていない。制度目的がきちんと理解されていない。分析結果の説明は明確さに欠ける。分析が貧弱である。結果的に、規制の必要性を喚起するため、もしくは政策決定に影響を与えるために、ごくたまに用いられているのみである。…多くの RIA には関係のない詳細説明が含まれ、散漫な作りとなっており、政策決定に必要な情報が明確でない。…分析結果を保証し、分析結果を説明することの一貫性が欠如している。 ～NAO（2006）, Evaluation of Regulatory Impact Assessments 2005-06
- ・ RIA は、政策をもたらすインパクトを事前に分析するためというよりは、むしろ既になされた政策結果を正当化するためにしばしば用いられる。もし RIA を、政策形成に必要な情報を提供し、検討を行うという本来の目的を満たすようにするのであれば、政策形成過程の早期段階で着手されるべきだし、他省庁も含めて主たるステイクホルダーに対する幅広いコンサルテーションを実施すべきである。 ～NAO（2006）, Regulatory Impact Assessments and sustainable development.

■内閣府（CAO）

- ・ 制度的な課題を克服し、説明責任と透明性を向上させるために、過去累次にわたり RIA の制度改正を行ってきた。…しかし、これらの制度改正を経て RIA は極めて幅の広いイシューをカバーすることになり、結果的に、規制の費用と便益に焦点を当てるという主たる目的が失われてきた。 ～CAO（2006）, The Tools to Deliver Better Regulation : Revising the Regulatory Impact Assessment: A Consultation

■英国商工会議所連合会（BCC）

- ・ 一方の観点から見れば、様々な進展が見られている点では評価しうる…ただし、もう一方の観点から見れば、本質的には何も変わっていない。新規に導入しようとする規制案は、RIA の中では真剣に議論されず、結果的に廃案になることは稀である。 ～BCC（2006）, UK Regulatory Impact Assessments in 2004-05

■英国工業連盟（CBI）

- ・ RIA（及びその構成要素である費用・便益の分析）は、早期の警報システムとして、すなわちどこに問題が生じるのかを早い段階で強調し、かつ措置を講じることでどのような費用が生じるのかを指し示すよう、機能すべきである。 ～CBI（2005）, House of Lords – European Union written evidence

上記の状況を受けて、内閣府（現在はビジネス・企業・規制改革省）規制改善局は2006年7月にRIA制度改正案を発表している。具体的には、以下の3点が制度改正の主たる目的として掲げられている（丸数字は主な改正内容を示している）。

【目的1】 政策形成過程の初期段階からの実施

- ①現行の60頁を超える実務担当者向けRIAガイドラインを一新し、RIAの本来の目的——政策形成過程の初期段階からRIAを作成すること、費用・便益の分析を包括的かつわかりやすく提示すること、コンサルテーション等を経て分析内容を徐々に進化させていくこと——を端的に示す新たなRIAガイドラインを策定。

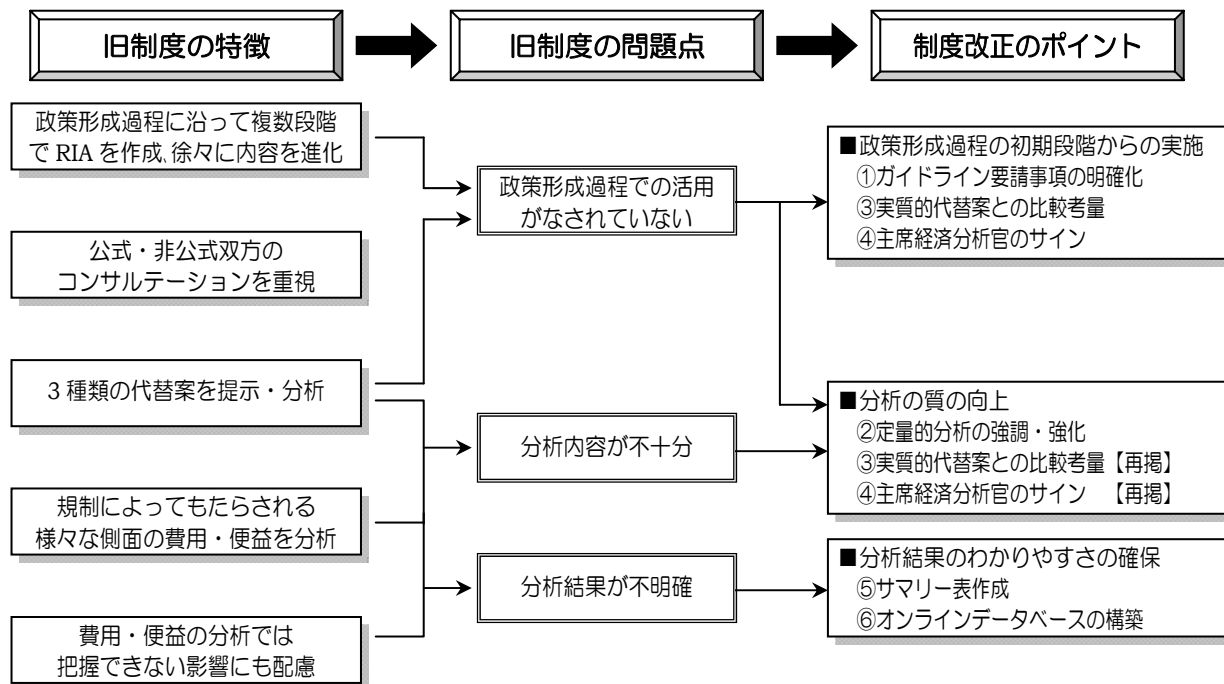
【目的2】 分析の質の向上（費用・便益の定量化、実質的な代替案間での比較考量）

- ②経済・社会・環境的側面からの費用・便益の『定量的分析』に主眼を置くこととし、定性記述になりがちなその他の側面の影響分析とを区別した形で提示することを要請。
- ③現行の3種類の代替案提示義務——何もしない（do nothing）／規制以外の措置／規制措置——を廃止し、政策形成過程の中で実際に考慮した代替案と規制措置との間で比較考量を行うことを要請。⇒結果的に【目的1】にも影響。
- ④現行の最終版RIAへの担当大臣の同意サインに加え、各省庁の首席経済分析官・Chief Economistの同意サインを義務づけることにより、分析の質を保証する責任と機能を明確化。⇒結果的に【目的1】にも影響。

【目的3】 分析結果のわかりやすさの確保

- ⑤新たに数頁程度のサマリー表（要旨）作成を義務づけ。具体的には、a）多数存在する利害関係者の誰が見ても分かりうる政府統一的な新たなサマリー表（規制がもたらす費用・便益の計算結果、及びそれらの帰着先を表形式で要約）と、b）分析を裏づけるエビデンス・データを示す従来からの分析報告書とが、対になってRIAとしてまとめられる。
- ⑥RIA結果に関する一元的なオンラインデータベースを構築。インターネットを介してアクセス可能にする。

図表 制度改正案のポイント



図表 制度改正案で示されているサマリー表（要旨）のフォーマット

Department		Impact Assessment of...
Stage	Version #	Related Publications
	dd/mm/yy	<i>General Markets White Paper</i>

Available to view or download at: www.

Contact name for enquiries:

Contact telephone number:

Summary [250 words maximum]

- Briefly summarise the proposal's purpose and intended effect, noting any significant or unique aspects of the Intervention.
- Say what the expected monetary benefit will be for the Government's recommended option (In brackets if negative).

[Chief Economist's] Sign-off

I have read the Impact Assessment and I am content the evidence base supports the proposed costs, benefits and impact of the policy options.

Signed by the [Chief Economist]:

Date:

主席経済分析官
による同意サイン

Ministerial Sign-off

I have read the Impact Assessment and I am satisfied that the benefits justify the costs.

Signed by the responsible Minister:

Date:

担当大臣
による同意サイン

Policy Option				
Net Present Value of option				£
Benefits 便 益	Citizens	Public Sector	Private & Voluntary	Total
Current (No Action)	£5m	0	0	£5m
One-off Benefits				
Annual Benefits	£10-£15m	0	0	£10-£15m
Non-monetary benefits	Improved financial access and quality of service			
Annual Costs 毎年発生する費用	Citizens	Public Sector	Private & Voluntary	Total
Current (No Action)	0	0	£7m	£7m
New Administrative	0	0	£1m	£1m
New Policy	0	0	£8m	£8m
New Annual Costs	0	0	£9m	£9m
Non-monetary costs				
Annual Regulatory Benefit (In brackets if negative)				£1-£6m
One-off Costs 一時的に発生する費用	Citizens	Public Sector	Private & Voluntary	Total
New Administrative	0	£0.5m	0	£5m
New Policy	0	0	0	0
New Transitional Costs	0	£0.5m	0	£0.5m
Which business sectors/organisations are impacted?		Banks, Building Societies		
What's the average pa cost for organisations?		£5,000		
What's the average pa cost for a representative small organisation?		N/A		
Will this prevent, restrict or distort competition?		No		
Will there be any disproportionate impacts? On whom?		No		
Does the policy comply with sustainable development principles?		Yes		
Who will enforce this?		FSA		
What's the average pa cost for enforcement?		£1m		
To what extent does enforcement comply with Hampton principles?		Low/Medium/High		
Will implementation go beyond minimum EU requirements?		N/A		
Is a sunset clause included? If so, when?		Yes. 10 years		
What is the average pa value of the proposed offsetting measure?		£250,000		
When will you review the policy to establish:		December 2007		
- The actual costs and benefits? - Whether it has achieved the desired outcomes?				

費用・便益の分析
結果の要約表

資料) Cabinet Office (2006) , The Tools to Deliver Better Regulation

内閣府（現在はビジネス・企業・規制改革省）規制改善局では 2006 年 7 月～10 月の間、制度改正案をパブリック・コンサルテーションに付している。規制改善局の担当者に対して 2007 年 2 月時点で実施したインタビューでは、各省庁を含む関係機関に対する非公式コンサルテーションも含めて、合計約 80 機関から意見が寄せられており、概ね好意的な反応であったとのことであり、その背景には、政府全体の「より良い規制アジェンダ」が十分浸透してきており、皆が同じ方向——過度な負担を与えずに、必要な規制を導入する——を向いているという点が上げられる、とのコメントが得られている。

このような見直しの結果として新しい制度が確定し（2007 年 5 月より実施）、その適用されうる範囲の拡張可能性から、名称も「規制影響分析（RIA：Regulatory Impact Assessment）」から「影響分析（IA：Impact Assessment）」へと変更された。

【定 義】

新制度では、影響分析を以下のように 2 つの観点（意思決定過程、分析のツール）から定義づけている。

「影響分析」は、

- ・ 政府による介入策（interventions）が公的・民間・第三セクターにもたらす結果（consequence）について、政策決定者が十分に理解し検討するための継続的な「過程」であり、かつ
- ・ 政府が介入策がもたらす肯定的及び否定的な効果の根拠（evidence）を、比較検討するとともに表明する（weigh and present）ための「ツール」である。この検討には、政策の実施後にその影響をレビューすることも含まれる。

【影響分析の対象】

新制度の下で、影響分析の対象は以下のように拡大されており、公的・民間・第三セクターの費用に影響を及ぼしうる政策提案に対して、実施が求められるようになっている。

- ・ 産業界・第三セクターの費用に影響（増加、削減）を及ぼす政策提案（proposal）が、影響分析の対象となる。公的セクターの費用を増加させる提案の場合も、それが 500 万ポンド以上の影響がある場合には対象とする。下位法令（secondary legislation）や実施要領（code of practice）も、費用に影響を及ぼす場合には対象となる。

【影響分析の様式】

新しい影響分析は、全体で 4 項目から構成される（「要約：介入とオプション」「要約：分析と根拠」「根拠」「個別インパクトテスト（チェックリスト）」）。そのうち、はじめの 2 項目が「要約」となる。

まず、「要約：介入とオプション」欄には、「現状の問題点と政府関与が必要な理由」「政策の目的」「検討されたオプション」「政策見直し（事後評価）のスケジュール」などを記述するとともに、「大臣署名」を行う。

次に、「要約：分析と根拠」欄には、「費用」と「便益」に関して、分析結果（金額）とその内容について記述する。またそれとは別に、「政策実施費用（行政機関）」「政策遵守費用」「行政費用」の額を記入する。

そして、「根拠」欄には、「要約」欄の根拠となる情報を、最大で 30 頁程度で記述する。

最後に、「個別インパクトテスト（チェックリスト）」欄は、「競争評価」「中小規模企業インパクトテスト」を含めた、各種インパクトテストの「結果」がどこに記載されているのか（「根拠」欄か、「別添資料」か）を表形式でチェックするものである。

なお、具体的な影響分析のテンプレートは、次々頁以降を参照。

【「新ガイドライン」の策定】

新しい影響分析の確立にあわせて、ガイドラインも更新された。新ガイドラインは全体で 10 頁の簡潔なものであり、以下のように、質問に答える形式にて作成されている。

図表 新ガイドラインの構成

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">◆ 「インパクト・アセスメント」とは何か。◆ どのような介入に対して「インパクト・アセスメント」の実施が求められるか。◆ 「インパクト・アセスメント」は、いつ（またどの位の頻度で）作成し、いつ公表することが求められるのか。<ul style="list-style-type: none">－ IA は政策課題の特定段階から事後レビューまでの継続的な過程であり当初から活用すること◆ 政府介入が求められるケースか。◆ 「インパクト・アセスメント」の公表前にどのような承認が必要か。<ul style="list-style-type: none">－ 「コンサルテーションに付す段階」「最終段階」の各々に担当大臣の署名が必要◆ 「インパクト・アセスメント」文書はどのような構成か。◆ 「要約：介入とオプション」欄には何が記載されている必要があるか。<ul style="list-style-type: none">－ 「オプション」は、IA の各作成段階で実際に検討しているものを記載◆ 「要約：分析と根拠（Evidence）」欄には何が記載されている必要があるか。<ul style="list-style-type: none">－ 経済・社会・環境面での費用・便益の金銭価値化に主眼 |
|--|

- ◆ 「根拠（Evidence Base）」欄には何が含まれている必要があるか。
- ◆ 「個別インパクトテスト」では何をカバーする必要があるか。
- ◆ さらに質問がある場合にはどうすればよいか。

【主席経済分析官（Chief Economist）の署名】

新制度のコンサルテーション段階では、「主席経済分析官の署名」（費用便益分析の質を保証するもの）欄が、「大臣署名」（便益が費用を正当化しうることを保証するもの）欄と並列して設けられていたが、最終案では、「大臣署名」欄のみになっており、大臣が「分析の質」と「便益が費用を正当化しうること」の双方に関して、署名を行うことになっている（なお、「大臣署名」は、政策案の「コンサルテーション段階」及び「最終段階」の計 2 回、求められるようになった）。

新しい影響分析案に対するコンサルテーションにおいては、主席経済分析官の署名による費用便益分析の「質の確保」について、多数の支持があった一方で、（主席経済分析官をおいていない主要規制主体が存在することから）その実効性に関しては疑問が呈されていたため、それを踏まえた最終形となったものと考えられる。

図表 新たに導入されるサマリー表（要旨）のフォーマット

【要約：介入とオプション】		
Department	Impact Assessment of	
Stage	Version	Related Publications
Available to view or download at: www. Contact name for enquiries: Telephone number:		
What is the problem under consideration? Why is government intervention necessary?		
What are the policy objectives and the intended effects?		
What policy options have been considered? Please justify any preferred option.		
When will the policy be reviewed to establish the actual costs and benefits and the achievement of the desired effects? mm/yyyy		
Ministerial Sign-off For consultation stage Impact Assessments: <i>I have read the Impact Assessment and I am satisfied that, given the available evidence, it represents a reasonable view of the likely costs, benefits and impact of the leading options</i> Signed by the responsible Minister: Date:	Ministerial Sign-off For final proposal/implementation stage Assessments: <i>I have read the Impact Assessment and I am satisfied that (a) it represents a fair and reasonable view of the expected costs, benefits and impact of the policy, and (b) that the benefits justify the costs.</i> Signed by the responsible Minister: Date:	

担当大臣
による同意サイン

【要約：分析と根拠】

Policy Option	Description				
ANNUAL COSTS One off (Transition) £ Yrs Average Annual Cost (excluding one-off) £ Total Cost (PV) £	Description and scale of key monetised costs by 'main affected groups' 				
Other key non-monetised costs by 'main affected groups'					
ANNUAL BENEFITS One off £ Yrs Average Annual Benefit (excluding one-off) £ Total Benefit (PV) £	Description and scale of key monetised benefits by 'main affected groups' 				
Other key non-monetised benefits by 'main affected groups'					
Key Assumption/Sensitivities/Risks					
Price Base Year	Time Period Years	Net Benefit Range (NPV) £	NET BENEFIT (NPV Best estimate) £		
What is the geographic coverage of the policy/option?					
On what date will the policy be implemented?					
Which organisation(s) will enforce the policy?					
What is the total annual cost of enforcement for these organisations?			£		
Does enforcement comply with Hampton principles?			Yes/No		
Will implementation go beyond minimum EU requirements?			Yes/No		
What is the value of the proposed offsetting measure per year?			£		
What is the value of changes in greenhouse gas emissions?			Negligible/£		
Will the proposal have a significant impact on competition?			Yes/No		
Annual cost (£-£) per organisation (excluding one-off)		Micro	Small	Med	Large
Are any of these organisations exempt?		Yes/No	Yes/No	N/A	N/A
Impact on Admin Burdens Baseline (2005 Prices)				£ (Increase - Decrease)	
Increase of £		Decrease of £		Net Impact	
Key: Annual Cost: Constant Prices				(Net) Present Value	

費用・便益の分析
結果の要約表

【根 拠】

[Use this space (with a recommended maximum of 30 pages) to set out the evidence, analysis and detailed narrative from which you have generated your policy options or proposal. Ensure that the information is organised in such a way as to explain clearly the summary information on p.1 and p.2 of this form.]

【個別インパクトテスト（チェックリスト）】

Use the table below to demonstrate how broadly you have considered the potential impacts of your policy options.

Ensure that the results of any tests that impact on the cost-benefit analysis are contained within the main evidence base; other results may be annexed.

Type of testing undertaken	Results in Evidence Base? (Y/N)	Results annexed? (Y/N)
Competition Assessment		
Small Firms Impact Test		
Legal Aid		
Sustainable Development		
Carbon Assessment		
Other Environment		
Health Impact Assessment		
Race Equality		
Disability Equality		
Gender Equality		
Human Rights		
Rural Proofing		

②事前審査機能

■審査機関の位置づけ

2004 年には、内閣設置委員会として『規制アカウンタビリティパネル Panel for Regulatory Accountability : PRA』が設置されている。これは、首相をヘッドとする閣僚級会議¹⁵であり、主要な規制案（20 万ポンド超の費用が発生するもの、規制によってもたらされる影響が利害関係者間で著しく不均衡であるもの、政治的に関心の高いもの／等）について各省庁や規制執行機関からの事前説明を要請し、それぞれの規制の内容について検討・審査を行うことを通じて、規制導入によりもたらされる負荷（burden）が必要最低限であることを担保することを設置目的としている。こうした一元的機関としての PRA 設置の背景には、政府部内の規制案の審査権限を、政治の高次レベルで集約するという意図があったとされている。なお、この政治レベルの PRA に呼応して、政府部内レベルでも『規制アカウンタビリティパネル小委員会』が設置されている。これは、内閣府（現在はビジネス・企業・規制改革省）規制改善局長を座長とし、すべての省庁の規制改善チーム長が参画する政府横断的会合であり、ここでは主要な施策・規制案についての検討・審査が行われている。

2005 年 5 月には、1998 年の RIA 制度導入と併せて内閣府内に設置されていた規制インパクト室（RIU : Regulatory Impact Unit）が、規制改善局（BRE : Better Regulation Executive）に改組され、2007 年 6 月には、ブラウン政権発足と同時にその所管が内閣府から新たに設置・再編されたビジネス・企業・規制改革省（BERR : Department for Business Enterprise & Regulatory Reform）に局ごと移管されている。この組織改正に併せて、BRE には RIA 制度を所管する部局としての位置づけにとどまらず、政府の「より良い規制アジェンダ¹⁶」を推進するタスクが、首相によって明確に与えられることとなった。現在の BRE の戦略目標は以下の 3 つである。

一産業界、公的セクター、市民にとって意義のある、かつ目に見える形での規制の改善を提供すること。

一より良い規制の原則を実体化し、革新的かつ徹底的な規制の変化を提供する先導者として見られること。

一省庁・規制執行機関により良い規制アジェンダを担保する能力を確立すること。

上記の戦略目標を実現するために、BRE が行う業務は以下の 5 つである。

一省庁・規制執行機関からの新たな政策提案の審査（scrutiny）。

一省庁がより容易に規制緩和を進められるよう、立法過程を迅速化すること。

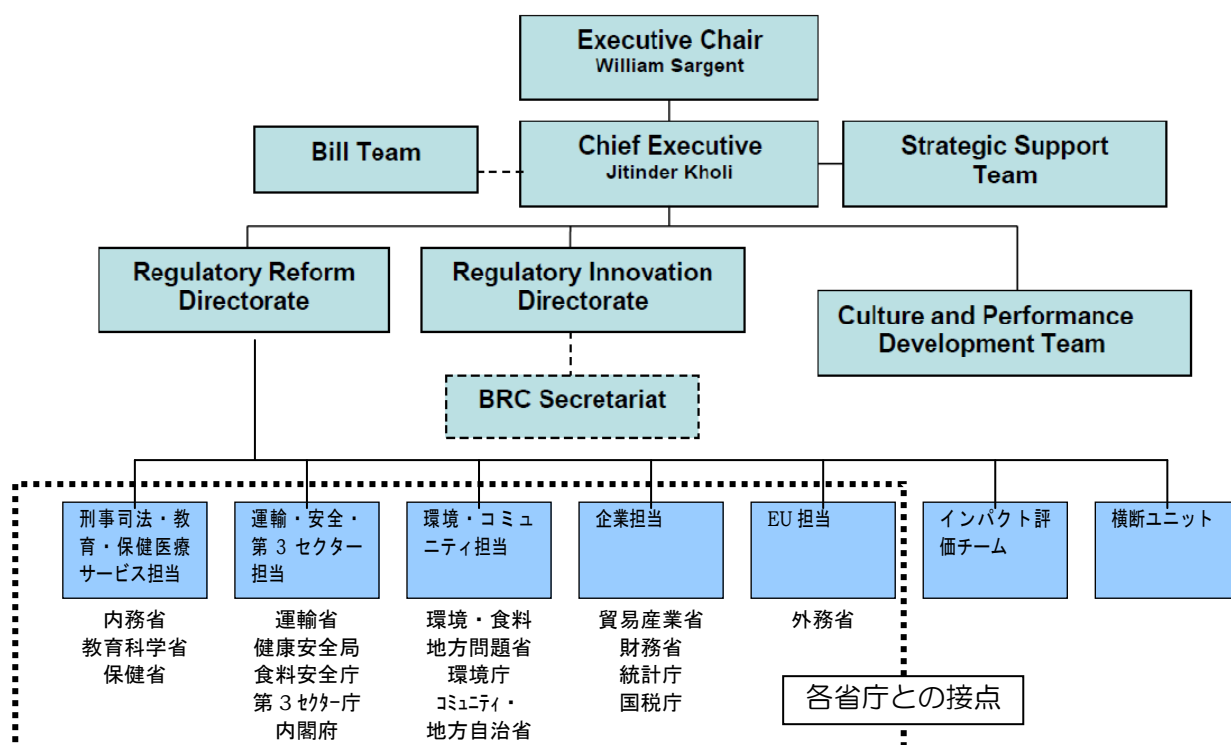
¹⁵ 2007 年 6 月のブラウン政権発足後の再編により、現在は首席大蔵大臣（Chief Secretary to the Treasury）が同委員会のヘッドとなっている。

¹⁶ 特定の文書等ではなく、規制によって必要な保護が費用対効果の高い形で提供されるようにするための、様々な政府イニシアチブの総称。より良い規制とは、より良い規制委員会（Better Regulation Committee）による 5 原則（釣り合いがとれている、説明責任を果たす、一貫している、透明である、目的志向である）に合致するものを指す。

- 一産業界、ボランティアセクター、公的セクターの実務担当者に働きかけ、既存の規制による負担を減らすために、省庁・規制執行機関と協調すること。
- 一規制の行政費用（administrative cost）に関する削減目標を設定すること。
- 一産業界、公的セクター双方に対する検査検定や規制執行手続を合理化すること。

BRE の機構図は下記の図表の通りである。このうち、各省庁との接点を有し、実際の審査業務を行っているのは規制改革課（Regulatory Reform Directorate）に属する 7 つのチームであり、それぞれのチームには 4～8 人程度のスタッフが在籍している。ここでは、各省庁の RIA について、従来から RIA ガイドラインの遵守状況に主眼を置いた審査が行われてきている（ただし、審査・差し戻しの明確な権限があったわけではない）が、近年は、従来に比べてより戦略的かつ選択的に審査に取り組む方向に移行しつつあり、公式の審査プロセスよりも、各省庁と BRE との「直接的な対話」を強調した、非公式での折衝が主体となってきているとのことである。なお、BRE の職員は公務員・民間出身者が入り交じっており、内閣府等の生え抜き職員はむしろ少なく、かつ、必ずしも経済学的なバックグラウンドを有している者が多いわけではない。

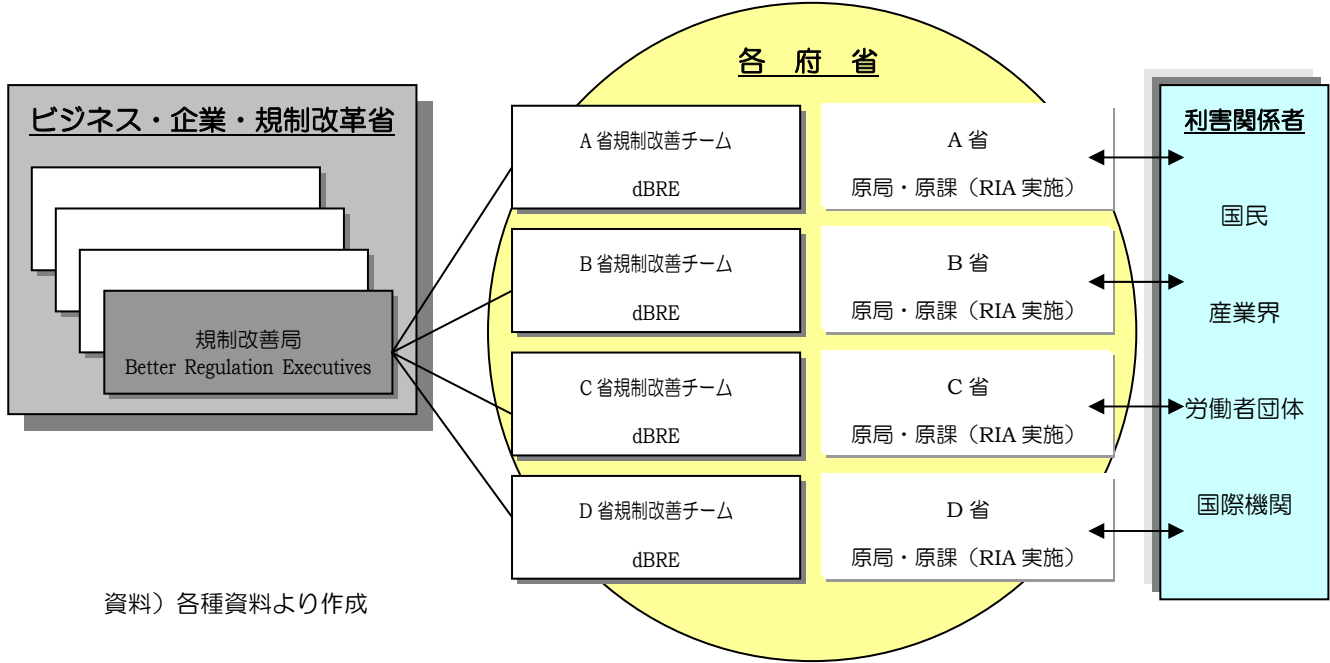
図表 BRE の機構図



併せて、各省庁には規制改善チーム（departmental BRE）の設置が要請されており、実際に RIA を実施する原局・原課との間で、日常的な接点・指導が行われている。

このように、①政治レベルでは『PRA』が、②政府部内レベルでは『内閣府（現在はビジネス・企業・規制改革省）規制改善局』——及び、同局長が座長を務め、全省庁の規制改善チーム長で構成される『実務レベル PRA』——が、③各省庁レベルでは『規制改善チーム』が、各々のレベルで RIA の事前審査に携わっている。

図表 英国政府部内における RIA 制度の実施・運営体制



図表 各省庁の「規制改善チーム」の体制

	チーム規模	専門性	RIA レビュー数/年
貿易産業省 DTI	12 人	一般＋エコノミスト	120
内務省	5 人	一般＋エコノミスト	60
運輸省	6 人	一般	50
文化スポーツ省	1.2 人	一般＋エコノミスト	25

資料）National Audit Office（2006）, *Evaluation of Regulatory Impact Assessments 2005-06*

■事前審査の内容

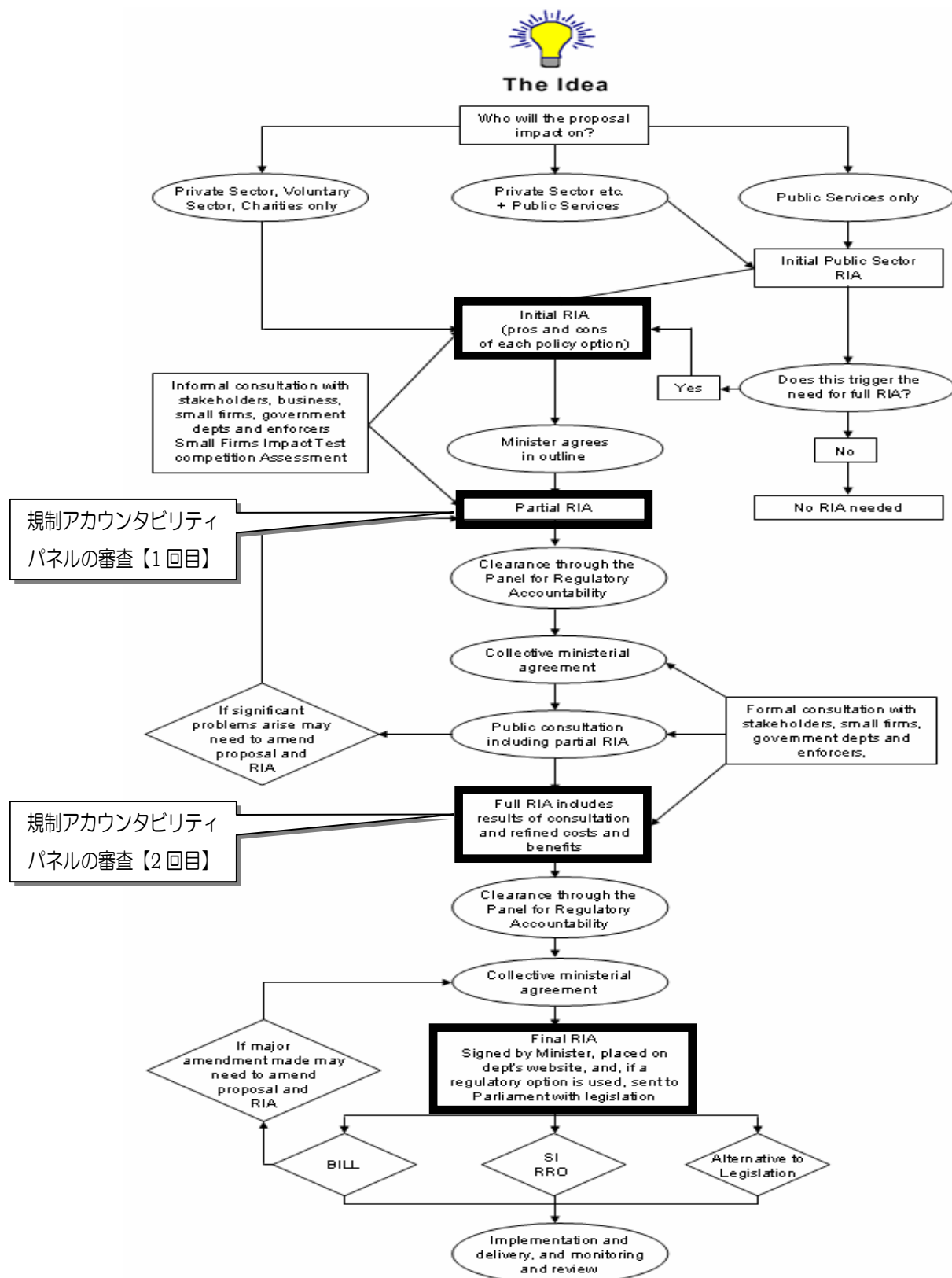
英国の RIA は、政策形成（規制策定・改廃）過程と、事前評価（RIA 作成）過程とが密接にリンクしている点に 1 つの特徴がある。事前評価書である RIA は、政策形成過程の中で、Initial RIA→Partial RIA→Full RIA→Final RIA の各段階を経て、徐々に記述内容や分析の精度を高めていくことが要請されており、この特徴について、後述する英国会計検査院（NAO）によるメタ評価レポートでは、“RIA は意思決定の早い段階で着手され、政策形成過程の全体を通じて進化（evolve）していくべきもの”と、また内閣府（現在はビジネス・企業・規制改革省）の RIA ガイドラインでは“RIA は生きた文書（living document）である”と、それぞれ説明している。

RIA の段階	各段階で取り組むべき事項
（Initial RIA） アイディア、政策立案	規制の得失、リスク、費用や便益の幅広い見積もり。
（Partial RIA） コンサルテーション	アイディアを洗練。定量的分析。
（Full RIA） 政策の合意形成	最終的な提案、コンサルテーションを経て、費用や便益を確定。
（Final RIA） 事前評価書として確定	大臣のサインを経て内容を確定。

資料）内閣府資料より作成

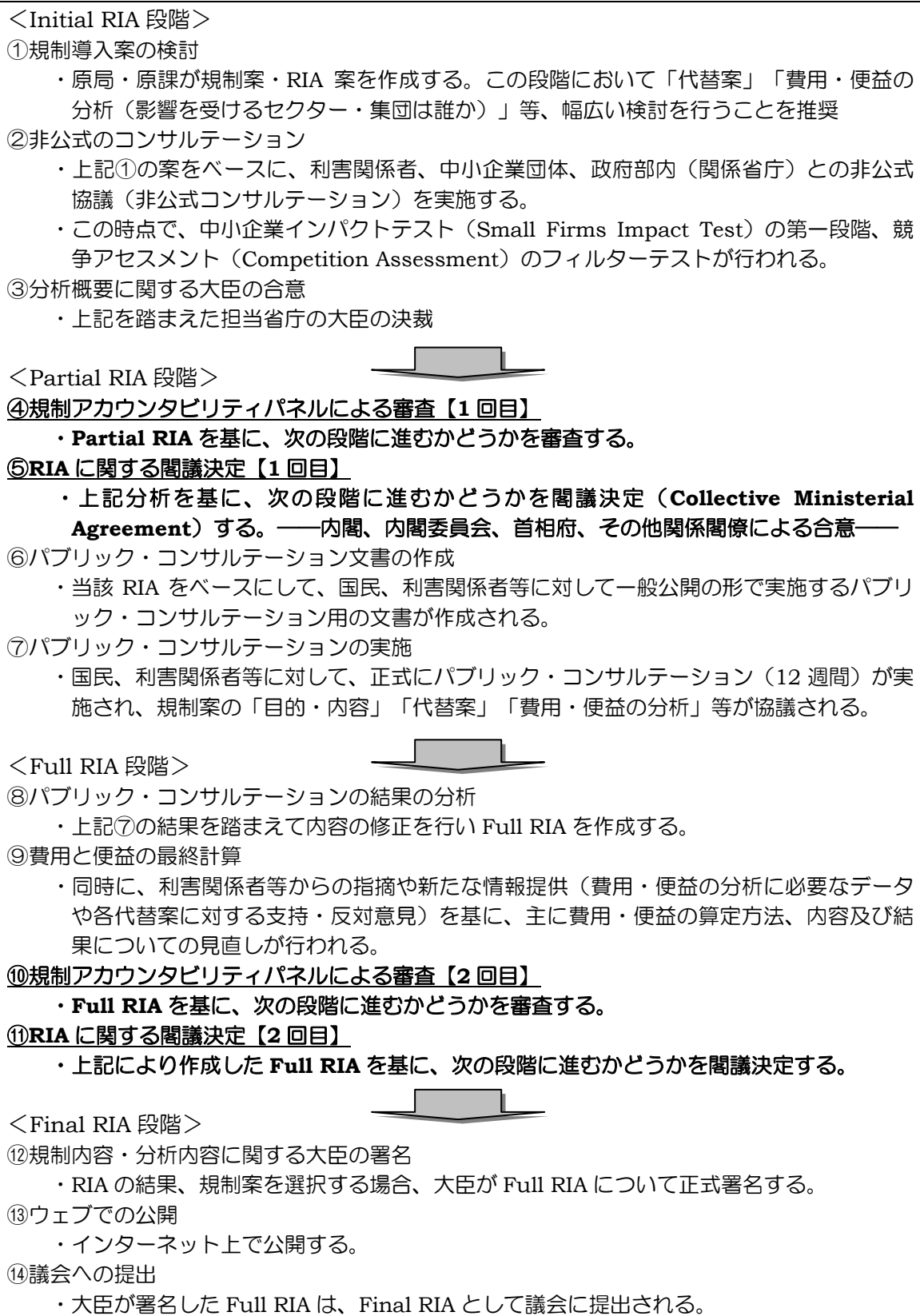
こうした複数段階の RIA のうち、年間 20 万ポンド超の費用が発生する規制案については、Partial RIA、Full RIA の二段階で前述の規制アカウンタビリティパネル（PRA）による事前審査を受けることになり、それぞれにおいて PRA の審査を通過しなければ、次の段階へと進むことができない仕組みとなっている。

図表 英国における複数段階の RIA



資料) 内閣府 Step-by Step Guidance ホームページより

図表 英国における複数段階の RIA と各段階での分析・作業内容



③メタ評価機能

■規制改善局によるメタ評価 ～RIA ガイドラインの遵守状況についての報告

内閣府（現在はビジネス・企業・規制改革省）規制改善局（BRE）では、RIA 実施過程に関する RIA ガイドラインの遵守状況を 2002 年から毎年報告している。具体的には、各年度のある月（年 2 回）において、BRE での審査活動をスナップショット的に捕捉し、各段階での RIA 作成、パブリック・コンサルテーションの実施状況の遵守を確認している。なお、この遵守率については、内閣府の政策目標（PSA target）の 1 つにも設定されていたが、会計検査院によるメタ評価で類似のチェックを行っていること、規制アカウンタビリティパネルにおいてより厳密な審査を行われるようになったことに鑑み、内閣府の政策目標（PSA target）からは落とされることとなった。

■会計検査院によるメタ評価 ～個別 RIA の分析内容+各省庁の体制を評価

英国会計検査院（NAO：National Audit Office）は、RIA 制度が正式に導入されて 3 年目の 2001 年に、VFM 監査（英国における有効性検査——Performance Audit）の一環として RIA に関する取り組みのメタ評価、及び制度改善に向けた提言を行っている。その後、2002 年 12 月の内閣府長官による要請に基づき、会計検査院は 2003 年以降毎年 RIA（事例・制度）についてのメタ評価を実施、レポートを公表している。

図表 会計検査院によるメタ評価実施の経緯

2001 年 11 月	○NAO は、VFM 監査報告書「より良い規制—RIA をうまく活用しながら—」（Better regulations：Making Good Use of Regulatory Impact Assessments）を発表。23 本の RIA をサンプルとして分析し、①規制策定過程の早期からの RIA 実施、②有効なコンサルテーションの実施、③費用・便益の適切な分析を勧告。 ○RIA 制度を所管する内閣府（CAO）は、NAO の勧告を受け入れて、RIA ガイドラインの改定作業を開始
2002 年 4 月	○決算委員会（PAC：Committee of Public Accounts）は、公聴会を開催し、NAO の同報告書を討議。同委員会は、NAO が RIA に関する取り組みをメタ評価すべきと勧告。
2002 年 12 月	○内閣府長官（the Cabinet Secretary）は、NAO に対して、RIA のサンプルを毎年分析・報告するように要請。
2004 年 3 月	○NAO は、上記要請を受けて 10 本の RIA をメタ評価。第 1 回レポートを公表。 ○2007 年 3 月現在、第 3 回レポートまで公表されている。

資料）NAO（2004）, *Evaluation of Regulatory Impact Assessments Compendium Report 2003-2004* より作成

分析を担当している Regulation（VFM）Team は 10 人規模であり、個別の規制執行

機関や個別の規制事案についての有効性検査を行うかたわらで、年次でのメタ評価を実施しているとのことである。

取り組み当初の2年間は、『個別のRIAの質』にフォーカスを当てたレポートを作成しており、具体的には10事例前後のRIAを「規制改善委員会 Better Regulation Committee（BRC）」や内閣府旧規制インパクト室（現・規制改善局）等の意見を参考にサンプリングし、それぞれの事例の良い面・悪い面を整理した上で、共通的な教訓を抽出するというスタイルを採用してきた。

2005年3月に発表された3回目（2001年の施行も含めれば4回目）のレポートから、個別事例の分析に加えて、それぞれの省庁における『RIAの実施・品質管理体制』にフォーカスを当てたレポートに変化してきつつある。会計検査院担当者に対して2007年2月時点で実施したインタビューによると、その背景には、個別のRIAの質がある程度担保されてきたことを踏まえ、特定の省庁をサンプリングし、分析レベルの高低を生み出している要因を明らかにすることに主眼を置くようになってきたとのことであり、毎年分析作業では従来通り個別のRIAの質も見つめるものの、それと同時に分析担当者や省内品質管理部門である規制改善局（departmental BRE）に対するインタビューも実施した上で、なぜ分析の質・内容に差が生じているのかについてもある程度踏み込んでいるとのことである。あえて所掌・性質の違う省庁をピックアップしたのは、省庁での体制面での強弱を前提とした上で、それでもレベルの高いRIAができるということを説得していきたいからであり、各省庁のdBREは、むしろ自分達の地位向上につながると、NAOの取り組みを好意的にとらえているとのことである。

NAOのメタ評価では、2種類（詳細版、簡易版）の評価報告が作成される。詳細版報告は各府省にのみ提示され、その内容は非公表であるが、簡易版報告が一般に向けて公表される。2006年6月メタ評価における観点は以下の6項目であり、過去に微修正を経ている（競争評価に関する項目が追加された等）ものの、基本構造は大きく変更されていない。

図表 NAOにおけるメタ評価の観点

1 RIA プロセスはうまく管理されていたか？

- 規制の目的は明確（clear）であったか？
- 厳密なプロセスを経る上で現実的な時間を確保したか？
- 各省庁は問題を明確に定義したか？
- RIAは様々な（a range of）オプションを検討したか？
- 規制以外の代替案（alternatives to regulation）が検討されたか？

2 コンサルテーションは有効であったか？

- 有効なコンサルテーションが、RIA作成過程の早期に開始されたか？
- 適切なコンサルテーションを活用したか？
- 各省庁は、規制のインパクトを明確（clearly）に説明したか？

- 各省庁は、関心を有するすべての利害関係者のグループと協議（consult）したか？
- 各省庁は、中小企業（small businesses）へのインパクトを検討したか？
- コンサルテーションの結果は適切に活用されたか？

3 費用と便益を完全にかつ現実的に算定したか（assess thoroughly and realistically）？

- 影響を及ぼす執行費用（implementation costs）と政策費用（policy costs）はすべて考慮されたか？
- 費用の帰着先をすべて特定したか？
- 中小企業の費用と便益を特定したか？
- 発生しそうな（likely）現実的かつ関連する費用と便益をすべて特定したか？
- 費用と便益は定量化されたか、そうでなければ定性的な分析がなされたか？
- すべてのオプション案の費用と便益を考慮したか？
- 費用と便益を定量化・スコア化する手法は確実なもの（robust）か？

4 RIA は、規制遵守水準を現実的に評価したか（realistically assess compliance）？

- 規制が遵守されない可能性は分析に組み込まれていた（factored）か？
- 実際の規制遵守水準を評価したか？
- 規制遵守を向上させる方法は、検討されたか？

5 規制は、効果的に導入され、モニタリングされ、評価されるか？

- RIA は各省庁が規制をどのように導入しようとしているかの詳細を含んでいたか？
- 各省庁は関連する規制執行機関と導入方法についての議論を行ったか？
- RIA は規制の目的達成状況をモニタリングし、評価する手続を含んでいたか？

6 RIA は規制が競争に与える影響を加味していたか？

- 各省庁は公正競争室（OFT）と協議を行ったか？
- RIA は競争アセスメントを含んでいたか？
- 競争アセスメントでは OFT の競争フィルターテストの結果を報告していたか？
- より詳細な競争評価が行われたか？
- 競争に与える影響についてのコンサルテーションはきちんと行われ、かつ結果が示されているか？

資料）NAO（2006）, *Evaluation of Regulatory Impact Assessments 2005-06*

④モニタリング・事後評価機能

RIA ガイドラインでは、記載事項の 1 つとして「導入後の見直し post - implementation review」の項目を設けている。これは、新たな規制措置を講じるときには、一定期間経過後に、当初想定した目的が達成されたかどうか、その後も引き続き規制措置を継続する必要があるかどうかを判断するタイミングと、その際に実施する予定の分析内容・判断基準について、前もって予定を立てておくという趣旨に基づいている。RIA ガイドラインでは、規制導入後 3 年経過したタイミングが、導入後の見直しを行う 1 つの目安としつつも、政策・規制内容に応じて柔軟に設定することを許容している。導入後の見直しにおいて考慮・判断すべき事項として、以下の項目が例示されている。

- ・ 政策目標は達成されたのか
- ・ 費用・便益を含む影響は当初の予想の範囲内だったか
- ・ 予期・意図していなかった結果が生じているか
- ・ 政府の介入は今後も継続して必要か
- ・ 規制遵守状況に鑑み、規制執行の仕組みが有効に機能したと考えられるか——より軽微な、もしくはリスクに基づく規制導入のあり方が考えられないか
- ・ 見直しを行う根拠——立法措置に基づくものか、見直しに関する政治的コミットメントに基づくものか
- ・ 政策目標が達成されなかった場合、政策の変更・改廃を行うかどうかの判断基準
- ・ 規制の簡素化・緩和の観点からの見直し
- ・ 政策対象となる利害関係者の観点、予期・意図していない結果になっていないか

また、導入しようとしている規制の根拠が立法措置である場合には、サンセット条項を組み入れることで、規制を存続させる必要がないにもかかわらず、古い規制が残ることの弊害を回避することが可能であると指摘している。ただしその一方で、サンセット条項になじむ政策・規制と、なじまない政策・規制が存在することに留意すべきであると指摘している。